

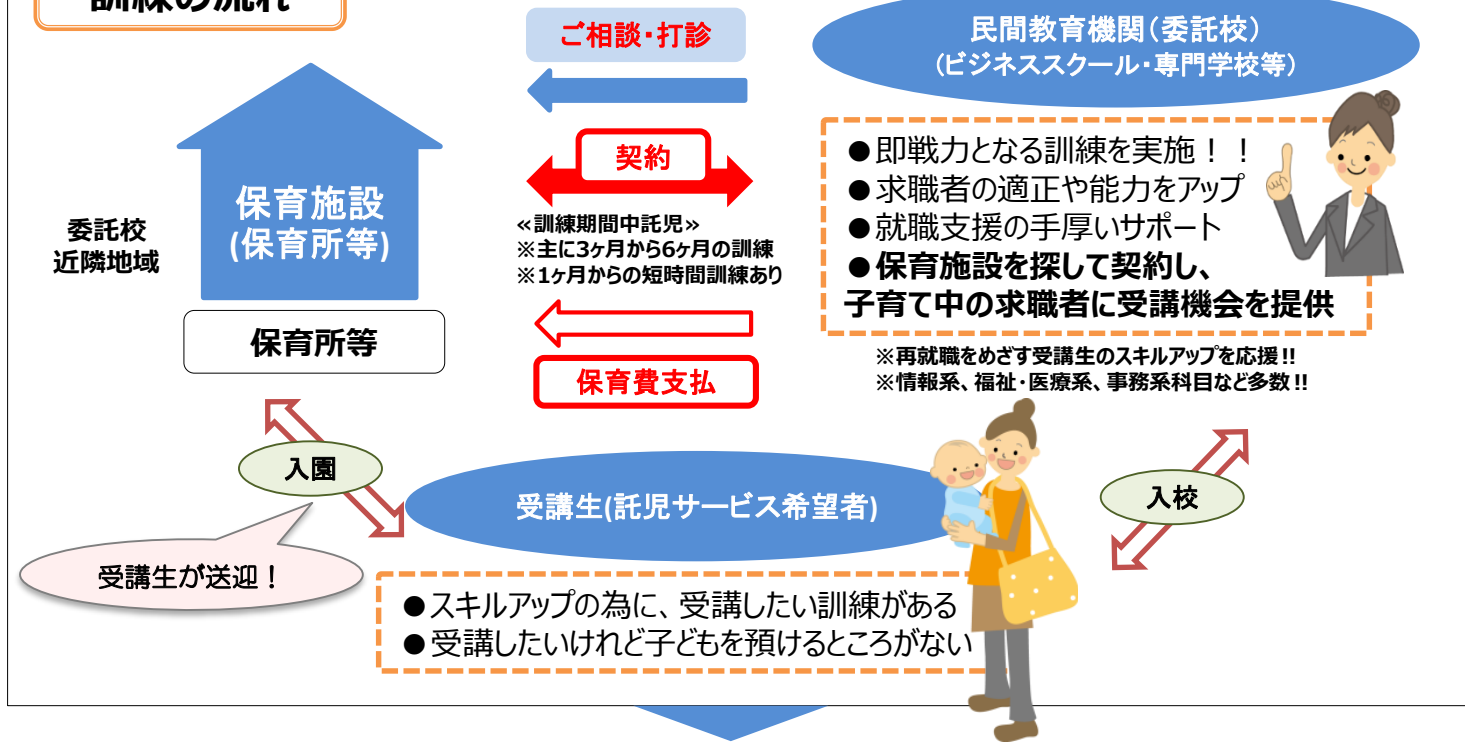
託児サービス付職業訓練へのご協力のお願い

東京都委託訓練

東京都では、求職中の方、転職を希望している方を対象に、就職に向けて、職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。この訓練は、**東京都が民間の教育機関に委託して実施**しています。

- 民間教育機関(委託校)から**保育施設へのご相談・打診にご協力**お願いします！
- **民間教育機関(委託校)**が、**直接**、近隣の保育施設を探して打診・契約します。

訓練の流れ



民間の教育機関(委託校)から

委託校近隣の**保育施設様**へお問い合わせさせていただきます。
託児サービスを希望する求職者の受講機会拡大のため、**ご協力**をお願いします。

また、当事業への**保育施設様**からの**参加希望**をお待ちしております。
ご登録等は、能力開発課就業促進担当にご連絡ください。

託児サービス提供機関の要件

① 保育所（保育所型認定こども園を含む）

（保育所型認定こども園を含む）
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）

② 小規模保育事業

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

③ 家庭的保育事業

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）

④ 幼保連携型認定こども園

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）

⑤ 認可外保育施設

（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）
（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）

⑥ 一時預かり事業を行う施設

（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

情報登録①～⑩

当事業に、ご協力いただける場合は、11月上旬を目途にメールにて下記項目についてお教えてください。

- ① 保育所名
- ② 担当者名
- ③ 保育時間
- ④ 基本保育料
- ⑤ 受入可能年齢
- ⑥ 受入可能人数
- ⑦ 電話番号
- ⑧ 最寄り駅
- ⑨ 住所
- ⑩ 備考(その他)...特記事項等

12月以降に民間教育機関(委託校)にご紹介をさせていただきます。
連絡がありましたら、条件等を双方でご確認お願いいたします。
(注：民間教育機関(委託校)から必ず連絡があるとは限りませんことをご了承お願いいたします。)



【託児サービス利用対象児童】

- ◎ **就学前の児童** → ①乳児：満1歳に満たない者
②幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

【連絡先】東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 就業促進担当：村松、吉田 電話03-5320-4807

Mail : S0000458@section.metro.tokyo.jp

TOKYOはたらくネット

